ヘ　海水等の流動については、実測値又は推算値をもとに、流速及び流向を適切に設定するものとする。

ト　河口水理の影響については、実測値又は推算値をもとに、河川流を考慮して、適切な手法により評価するものとする。

チ　漂砂の影響については、実測値又は推算値をもとに、適切な手法により評価するものとする。

リ　地盤条件については、地質調査及び土質試験の結果をもとに、土の物理的性質、力学的特性を適切に設定するものとする。

三　海水又は風雨による腐食を防止する措置が講じられていること。

四　当該洋上風力発電施設の周辺の水域を航行する船舶から視認できるよう、当該洋上風力発電施設の一部を着色したものであること。

五　回転翼は当該洋上風力発電施設の周辺の水域を航行する船舶に接触しないように施設すること。

六　当該洋上風力発電施設の風下で発生する乱流が水域施設における船舶の航行に支障を及ぼすものでないこと。

七　当該洋上風力発電施設が倒壊した場合であつても、次のイからニまでに掲げる区域に影響を及ぼさない規模であること。

イ　開発保全航路の区域

ロ　緊急確保航路の区域

ハ　規則第三条の六第一号、第二号及び第四号から第六号までに定める区域

ニ　港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第一条第七号に定める耐震強化施設の区域及び当該耐震強化施設と一体となつて機能を発揮する必要がある港湾施設の区域

（新設）

（公募対象施設等の設計）

**第三条**　公募対象施設等は、自然状況、利用状況その他の公募対象施設等が置かれる諸条件を勘案して、公募対象施設等の要求性能（公募対象施設等に必要とされる性能をいう。以下同じ。）を満足し、かつ、施工時に公募対象施設等の構造の安定が損なわれないよう、適切に設計されるものとする。

2　公募対象施設等の設計に当たっては、公募対象施設等の設計供用期間（公募対象施設等の要求性能を満足し続けるものとして設定される期間をいう。以下同じ。）を適切に定めるものとする。

3　公募対象施設等の設計に当たっては、施工及び維持を適切に行えるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（公募対象施設等の要求性能）

**第四条**　公募対象施設等の要求性能は、次の各号に定めるものとする。

一　施工時及び供用時に公募対象施設等が置かれる諸条件に照らし、風圧、自重、土圧、水圧、変動波浪（公募対象施設等を設置する地点において発生するものと想定される波浪のうち、公募対象施設等の設計供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。）、水の流れ、公募対象施設等の設計供用期間中に発生する可能性の高い地震動、漂流物の衝突等の作用による損傷等が、公募対象施設等の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

二　設計津波（公募対象施設等を設置する地点において発生するものと想定される津波のうち、公募対象施設等の設計供用期間中に発生する可能性が低く、かつ、公募対象施設等に大きな影響を及ぼすものをいう。）、公募対象施設等を設置する地点において発生するものと想定される最大規模の強さを有する地震動等の作用による損傷等が、公募対象施設等の機能が損なわれた場合であっても、公募対象施設等の構造の安定に重大な影響を及ぼさないこと。

（新設）